

手作り市出店規約

2026年2月

出店について

- 1) イベントの趣旨に沿った内容を心掛け、商店街やイベント全体の雰囲気を損なわない出店内容であること。
- 2) 食品等販売において許可が必要なものについては出店者自身で保健所の許可を必ず得ること。食中毒との問題が発生した場合、主催者側は一切責任を負わないものとする。
- 3) 会場内にゴミ箱は設置しません。ゴミが出ると予想される出店者においては各店舗にゴミ箱を設置し、自分で回収し自宅で処分すること。
- 4) 釣り餌は各自でご準備お願いします。商店街事務所や商店街各店舗での両替はできません。

出店ブースについて

- 1) 出店ブースは決められた場所以外に出店出来ません。はみ出ないように気をつけてください。
- 2) 出店料は1ブース、¥1500/1日（イベント当日の回収となります。）
- 3) 商店街の電気を使用する場合は別途500円いただきます。
- 4) 1ブースには、長机1台（縦45cm×横180cm×高さ70cm）、椅子1脚をご用意いたします。
- 5) 1ブースの広さは約1.2m×2mです。状況によっては変更が入る場合があります。
- 6) イベント当日に急遽、出店場所の変更をお願いする場合があります。

キャンセルについて

- 1) イベント1週間前までに必ず担当者に連絡してください。

搬入・搬出について

- 1) 搬入について、10時40分までに決められたブースでオープン準備をお願いします。
車での搬入の場合は、商店街への車の通行が午前10時までです。それまでに搬入してください。搬入後、直ぐに近隣のコインパーキング等へ移動してください。
- 2) 搬出について、イベント終了後、順次片付けを行ってください。※ 商店街で用意している椅子のみ商店街事務所前まで回収の協力をお願いします。
車での搬出のためのアーケード内入場は午後6時からです。歩行者や出店ブース、キッチンカーなどにお気を付けください。

損害責任について

- 1) 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬入出時含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責を一切負わないものとする。
- 2) 出店者が主催者または第三者に対して損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用をもって解決するものとする。
- 3) 主催者は、天候・災害等、主催者の責に帰さない原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

中止等について

- 1) 台風、その他の気象事項、その他の要因で開催を中止せざるを得ない場合、開催前日の12時までに決定し関係者に連絡します。

※上記の規約をお読み頂き、ご了承頂いた方はお申し込みお待ちしております。

お申し込みいただいた方は規約内容を読まれ、順守する事をお約束頂いたものとして扱わせていただきます。